CE 仕様に関する注意点

CE マークについて

ヤマハロボット（ロボットとコントローラ）は、お客様の装置に組み込んで使用する部品（組み込み用装置）であり、EC 指令に対して「半完成品」として組み込み宣言しているため、製品に CE マークを貼付しておりません。

EC 指令への適合に対する注意事項

ヤマハロボット（ロボットとコントローラ）はロボットシステムではありません。ヤマハのロボットシリーズはお客様の装置に組み込んで使用する部品（組み込み用装置）であり、弊社では、この範囲で EC 指令に対する組み込み宣言をしています。ヤマハのロボットシリーズ単体の使用は EC 指令に対する適合を保証するものではありません。お客様がヤマハロボットを組み込んだ装置を完成させ最終製品として欧州域内へ出荷または欧州域内で使用する場合、必ずお客様自身で装置の EC 指令への適合を確認してください。

適用した指令とその関連規格

ヤマハロボットに適用した指令とその関連規格は以下の通りです。

TS-S / TS-X / TS-P / SR1-X / SR1-P / RCX221 / RCX222

EC 指令	関連規格
機械指令 2006/42/EC	EN ISO12100-1 : Safety of machinery – Basic concepts Part1 EN ISO12100-2 : Safety of machinery – Basic concepts Part2 EN ISO14121-1 : Safety of machinery – Risk assessment EN 60204-1 : Safety of machinery – Electrical equipment of machines
EMC 指令 2004/108/EC	EN 55011 : EMC Emission of ISM Equipment EN 61000-6-2 : EMC Immunity for Industrial Environments

RCX240

EC 指令	関連規格
機械指令 2006/42/EC	EN ISO12100-1 : Safety of machinery – Basic concepts Part1 EN ISO12100-2 : Safety of machinery – Basic concepts Part2 EN ISO10218-1 : Safety requirements – Part1 : Robot EN ISO14121-1 : Safety of machinery – Risk assessment EN 60204-1 : Safety of machinery – Electrical equipment of machines
EMC 指令 2004/108/EC	EN 55011 : EMC Emission of ISM Equipment EN 61000-6-2 : EMC Immunity for Industrial Environments

外部安全回路の構築

ヤマハロボットを使用してお客様の装置の EC 指令への適合を行う場合、お客様の装置に要求されるパフォーマンスレベル、安全カテゴリに応じた製品（安全リレー等）をご選定の上、必ずお客様にて外部安全回路を構築してください。
外部安全回路の回路例は取扱説明書を参照してください。

EMC 指令対応

EMC 指令に適合させるためには、お客様の最終製品（装置全体）にて評価、対策をしてください。
取扱説明書にヤマハロボット単体における EMC 対策例の記載がありますので、それを参考としてください。

EU 公用言語対応に関する注意

本製品のマニュアル群、警告ラベル、操作画面、組込宣言書で使用される言語は、EU の公用語では英語のみとなります。
なお、警告ラベルに警告文が表記される場合は、英語の他に日本語等が併記される場合があります。